

統合的な環境管理について

1. EUのIPPC (Integrated Pollution Prevention and Control : 統合的汚染防止管理) 指令について

産業汚染（大気、水質、土壌、廃棄物、事故防止）の統合的防止・規制の達成を目的として、各産業汚染の排出防止・削減措置を定めるもので、1996年に制定、1999年から適用（注1）された（その後、2008年に改正（注2））。

（注1）多くの既存設備については、2007年10月まで以降猶予期間が与えられた。

（注2）改正内容は、産業排出に係る既存7法令の一本化、BAT概念の明確化、設備の環境監査に関する最小限の規定の導入、対象施設の拡大など。

（1）IPPC指令の概要

産業汚染のおそれのある活動を行う施設は、操業の際に事前許可（許可要件は以下のとおり。）が必要となる。

- BAT (Best Available Technique) に基づく排出限界値（注1）。ただし、より厳格な条件を環境基準が要求する場合は、さらに追加的措置を定める。
- 排出モニタリング条件（測定方法、測定頻度及び評価方法。さらに許可遵守の調査に必要な情報を検証機関に提供する義務。）

2008年現在、27カ国で国内法化されており、潜在的な要許可施設に対する許可の状況は、フランス（100%）、英国（100%）、ドイツ（98%）のほか東欧諸国でも進んでいる。

（注1）加盟国間や産業間で情報交換を行うこととされ、欧州統合公害防止・管理局（European Integrated Pollution Prevention and Control Bureau）が中心となって、各加盟国、産業界、環境NGOが参加する情報交換フォーラムを設置し、「BAT参照文書」を作成している。

（2）国内法化の例（英国（イングランド及びウェールズ））

国内法である「環境許可規制（Environmental Permitting Regulation）」の適用企業に対し、環境マネジメントシステムの評価手法である「事業パフォーマンス・リスク評価（Opra for EPR）」を適用し、この点数に応じた規制緩和措置を行っている。

「環境に高リスクをもたらす事業活動を優先的に規制対象とすること」及び「規制の効果向上及び企業並びに行政の負担を軽減すること」を目的として、以下の措置を講じている。

- 事業活動における環境リスク及び環境マネジメントシステムを「事業活動」「投入・排出」「周辺環境」「環境マネジメントシステム」「法令遵守」等の観点から評価
- 「環境許可規制」対象施設が徴収される手数料や課税等の規制を、評価された点数に応じて、緩和又は強化

これらにより、環境マネジメントシステムを構築し、環境パフォーマンスや法令遵守の状況が良好な施設が優遇されるように意図されている。